

## 「2018 ONEコイン模試」の訂正箇所

次のように訂正いただけますようお願い致します。

<択一式 解答解説冊子> 択一式雇用保険法問7 E

頁	訂正前	訂正後
29	E 正 (法第66条1項) <u>本肢のとおりである。</u> なお、平成29年度から平成31年度までの各年度における失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とされている(法附則14条1項)。	E 誤 (法第66条1項) <u>国庫は、雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。)に要する費用の「8分の1」を負担することとしている。</u> なお、平成29年度から平成31年度までの各年度における失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とされている(法附則14条1項)。

択一式雇用保険法問7に関しましては、本来の解答であるCに加え、Eも正解として成績処理をいたします。

よろしく願いいたします。

以上